

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年3月25日（令和3年（行情）諮問第102号）

答申日：令和4年6月16日（令和4年度（行情）答申第69号）

事件名：「南スーダン派遣施設隊 日々報告」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる6文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月13日付け防官文第1708号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

(1) 法3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成29年2月13日付け防官文第1708号により防衛大臣が行った開示決定処分の取り消しと、不開示とした部分のうち以下の部分の開示を求める。

ア 「南スーダン派遣施設隊 日々報告」第1638号の20ページと43ページ

イ 「南スーダン派遣施設隊 日々報告」第1639号の20ページと43ページ

ウ 流れ弾の飛来に関して記述された部分すべて

エ 国連等の公式発表や現地の報道機関の報道など既に公になっている情報を基に記述されている部分すべて

(2) 防衛大臣の国会答弁によれば、本件請求文書の「南スーダン派遣施設隊 日々報告」は、陸上自衛隊南スーダン派遣施設隊が日々の活動状況を上級部隊である中央即応集団司令部に報告するために作成するもので、作成後、陸上自衛隊指揮システムにアップロードする。中央即応集団司令部では、それを担当者がダウンロードし、「モーニングレポート」と題する司令官報告文書を作成する際の基礎資料としているという。

ところが、防衛省が公表した「モーニングレポート」と対応する本件

請求文書の「日々報告」の内容を比較すると、必ずしも一致しない点がある。

7月11日付の「モーニングレポート」には、10日に発生した主な事象として、参考資料別紙1のように「UNトンピン地区南西150m付近でSPLA車両が何者かによって襲撃を受けた模様」「2機の攻撃ヘリが離陸、低空にて9時方向へ移動」「トンピン地区トルコビル南側付近で小銃及び砲迫又はRPGの射撃音」「トンピン地区、ウエストゲート付近で激しい戦闘確認」「トルコビル左下に弾着（ランチャーと思われる）」「宿営地南側方向、連続的な射撃音」「TK（※戦車）、トルコビルに対し戦車砲を射撃、トルコビル西端に命中」など戦闘の詳細が記されているが、その基礎資料となった7月10日付の「日々報告第1638号」の開示部分にはそのような情報はない。

7月12日付の「モーニングレポート」には、11日に発生した主な事象として、参考資料別紙2のように「宿営地近傍（UNトンピン外）への直接火器の弾着を確認」「宿営地南側方向で曳光弾による射撃を確認」「宿営地南側～西側方向で断続的な射撃を確認」などの記述があるが、その基礎資料となった7月11日付の「日々報告第1639号」の開示部分にはそのような情報はない。

また、防衛省が公表した統合幕僚監部作成の「【大臣報告資料】ジュバ市内におけるSPLAとiO間の衝突事案の概要（7月11日0800）」（参考資料別紙3）（以下「大臣報告資料」という。）には、「10日1210頃以降、日本隊宿営地南西約50m付近で激しい銃撃戦が発生。流れ弾が宿営地にも飛来した模様」との記述があるが、本件請求文書の開示部分にはそのような情報はない。

以上、具体的に例示したことからも、「モーニングレポート」や「大臣報告資料」で不開示とされていない情報が「日々報告」では不開示とされていることが推察されるため、再度精査の上、開示を求めるものである。

また、本件処分では、「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがある」ことを理由に「他国に関する情報」の多くを不開示としているが、国連等の公式発表や現地報道など既に公になっている情報については、防衛省が公にしても他国との信頼関係が損なわれることはないと考えられるので、再度精査の上、該当部分の開示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「南スーダン派遣施設隊が現地時間で2016年7月7日から12日までに作成した日報」の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、平成28年12月2日付け防官文第20261号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分を行った。同処分に対しては、同月12日付けで審査請求が提起され、改めて文書を探索した結果、本件開示請求に該当する文書を保有していると認められたことから、平成29年2月9日付け防衛大臣裁決により、同処分を取り消し、改めて開示決定等を行うこととし、別紙の1に掲げる6文書（本件対象文書）を特定し、同年2月13日付け防官文第1708号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、原処分については、変更することが必要であると判断したことから、平成29年2月16日付け防官文第1912号により、本件対象文書4の「不開示とした部分とその理由」及び「行政文書の数量」を変更する一部開示決定処分（以下「変更処分」という。）を行った。

また、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。なお、変更処分により、本件対象文書4については、付紙第3（省略）のとおり不開示とした部分を変更している。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「防衛省が公表した「モーニングレポート」と対応する本件対象文書の「日々報告」の内容を比較すると必ずしも一致しない点があり、「モーニングレポート」や「大臣報告資料」で不開示とされていない情報が「日々報告」では不開示とされていることが推察されるため、再度精査の上、開示を求めるものである。また、原処分では、「公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがある」ことを理由に「他国に関する情報」の多くを不開示としているが、国連等の公式発表や現地報道など既に公になっている情報については、防衛省が公にしても他国との信頼関係が損なわれることはないと考えられるので、再度精査の上、該当部分の開示を求めるものである。」として、原処分の取り消しと、不開示とした部分のうち別紙の2に掲げる部分の開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、法5条3号に該当するため不開示としたものである。

また、審査請求人が例示した「モーニングレポート」における記述は、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがなく、我が国と他国との信頼関係が損なわれるおそれもないことから開示したものである。

他方、本件対象文書には、自衛隊の運用に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、不開示としたものであり、記載されている情報の内容に応じて開示・不開示を判断しており、「必ずしも一致しない点がある」との、審査請求人の主張は当たらない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月8日 審議
- ④ 令和4年5月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる6文書である。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち、別紙の2に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。なお、当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記第2の2（1）ア及びイ（別紙の2（1）及び（2））にいう「20ページ」及び「43ページ」とは、それぞれ文書4及び文書5の20枚目及び43枚目を指すものと認められる。これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、原処分は、第3の1のとおり変更処分が行われているが、当該変更処分は、本件審査請求の内容とは関わりのない部分について行われているものと認められ、また、本件審査請求は変更処分後に原処分に対して提起されていること及び本件審査請求の内容に鑑み、当該変更処分の内容については判断しない。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、特定地域における自衛隊及び他国等の行動に係る内容について具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当審査会において、諮問庁から提示を受け、審査請求書（上記第2の2（2））において審査請求人が主張する「7月11日付の「モーニングレポート」」、 「7月12日付の「モーニングレポート」」及び大臣報告資料を確認したところ、本件不開示部分には、審査請求人が「必ずしも一致しない点がある。」などと主張する記載は認められなかった。

本件不開示部分は、防衛省の公式発表等により既に公になっている情報を考慮したとしても、これらを公にすることにより、自衛隊の能力、警備態勢及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 小林昭彦，委員 塩入みほも，委員 常岡孝好

別紙

1 (本件対象文書)

- | | | | |
|-----|------------|------|----------------------|
| 文書1 | 南スーダン派遣施設隊 | 日々報告 | 第1635号(28.7.71800c) |
| 文書2 | 南スーダン派遣施設隊 | 日々報告 | 第1636号(28.7.81800c) |
| 文書3 | 南スーダン派遣施設隊 | 日々報告 | 第1637号(28.7.91800c) |
| 文書4 | 南スーダン派遣施設隊 | 日々報告 | 第1638号(28.7.101800c) |
| 文書5 | 南スーダン派遣施設隊 | 日々報告 | 第1639号(28.7.111800c) |
| 文書6 | 南スーダン派遣施設隊 | 日々報告 | 第1640号(28.7.121800c) |

2 (審査請求人が開示すべきとする部分)

- (1) 「南スーダン派遣施設隊 日々報告」第1638号の20ページと43ページ
- (2) 「南スーダン派遣施設隊 日々報告」第1639号の20ページと43ページ
- (3) 流れ弾の飛来に関して記述された部分すべて
- (4) 国連等の公式発表や現地の報道機関の報道など既に公になっている情報を基に記述されている部分すべて

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書 番号	連番	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	1	4 ページ, 13 ページ, 15 ページ, 17 ページないし19 ページ, 28 ページないし33 ページ, 36 ページ, 37 ページ, 40 ページ, 42 ページ, 45 ページ, 46 ページ, 48 ページないし50 ページ, 52 ページ, 56 ページ, 58 ページ及び64 ページないし66 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	2	12 ページ, 14 ページ, 16 ページ, 22 ページ, 24 ページないし26 ページ, 39 ページ, 41 ページ, 43 ページ, 44 ページ及び59 ページないし62 ページのそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 2	3	4 ページ, 14 ページ, 16 ページ, 28 ページないし33 ページ, 36 ページ, 37 ページ, 41 ページ, 44 ページ, 45 ページ, 47 ページないし49 ページ, 51 ページ, 56 ページ及び62 ページないし64 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	4	12 ページ, 15 ページ, 18 ページないし26 ページ, 34 ページ, 39 ページ, 42 ページ及び57 ページないし60 ページのそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開

			示とした。
文書 3	5	4 ページ, 11 ページ, 23 ページないし28 ページ, 31 ページ, 32 ページ, 37 ページ, 38 ページ, 40 ページ, 45 ページ及び49 ページないし56 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	6	6 ページ, 12 ページ, 16 ページ, 18 ページないし21 ページ, 29 ページ, 33 ページ及び46 ページないし48 ページのそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 4	7	4 枚目, 7 枚目, 11 枚目, 22 枚目ないし26 枚目, 29 枚目, 33 枚目, 34 枚目, 36 枚目, 37 枚目, 39 枚目, 45 枚目及び49 枚目ないし52 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	8	12 枚目, 16 枚目, 18 枚目ないし20 枚目, 27 枚目, 40 枚目及び46 枚目ないし48 枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 5	9	4 ページ, 5 ページ, 7 ページ, 11 ページ, 16 ページ, 22 ページないし25 ページ, 27 ページ, 30 ページ	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され,

		ジ, 31 ページ, 36 ページ, 37 ページ, 39 ページ, 40 ページ, 42 ページ, 49 ページ及び53 ページないし56 ページまでのそれぞれ一部	自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	10	12 ページ, 18 ページないし20 ページ, 28 ページ, 32 ページ, 43 ページ及び50 ページないし52 ページのそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 6	11	4 ページ, 5 ページ, 11 ページ, 22 ページないし27 ページ, 31 ページ, 36 ページ, 37 ページ, 39 ページないし41 ページ, 43 ページ, 54 ページ及び55 ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
	12	12 ページ, 16 ページないし20 ページ, 28 ページ, 30 ページ, 32 ページ, 49 ページないし51 ページ及び53 ページのそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれ, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。